

高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会」（以下、「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 誰もが自分の歩幅で成長できる“高田馬場”をコンセプトとした「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」（令和4年7月 新宿区）の実現に向け、高田馬場駅周辺のまちづくりと連携し、駅周辺の道路、駅前広場等の都市基盤及び街並みの整備について、関係者間で具体的な検討を行い、協議及び調整することを目的とする。

(検討範囲)

第3条 委員会の検討範囲は、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（平成31年3月東京都）」において「活力とにぎわいの拠点地区」に設定されている「高田馬場」の区域及び本区域に関連する区域とする。

(検討事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、協議及び調整する。

- (1) 高田馬場駅周辺エリアにおける都市基盤の整備に関する事項
- (2) 都市基盤に係る事業スキーム、スケジュール、所有及び管理に関する事項
- (3) 高田馬場駅周辺エリアにおける街並みの整備に関する事項
- (4) 「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」の実現に向けて必要となる事項
- (5) 第9条第1項の規定に基づき設置した部会の進捗管理に関する事項
- (6) その他、都市基盤及び街並みの整備に必要な事項

(構成)

第5条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

(開催)

第7条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員がやむを得ず委員会を欠席するとき、その委員の代理者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、第5条の規定に関わらず、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会へ出席させることができる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員会の資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び討議により知り得た重要事実以外は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(書面による議事)

第8条 会長は、やむを得ない理由により委員会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により委員会の開催に代えることができる。

(部会の設置)

- 第9条 会長は、委員会に付議する事案に関する調査、その他必要な事項を具体的に検討するため、必要に応じ、部会を設置することができる。
- 2 部会における検討状況は、適宜委員会に報告を行う。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課及び独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部事業企画第2課とする。

(守秘義務)

- 第11条 委員会の委員及びその他の出席者は、討議により知り得た情報については、この委員会の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 前項の情報については、その公表があるまでの間、委員会の委員及びその他の出席者はその情報を開示してはならない。

(その他)

- 第12条 この規約に変更の必要が生じたときは、委員会の承認を経て改正する。
- 2 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し、会長が別途定める。

附則 この規約は、令和5年1月30日から施行する。

附則 この規約は、令和6年2月9日から施行する。

附則 この規約は、令和7年1月27日から施行する。

別表１ 高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会 委員名簿

職	区分	所属・役職等		
会長	学識経験者	岸井 隆幸	一般財団法人計量計画研究所 代表理事	
副会長		古谷 誠章	早稲田大学 創造理工学部建築学科教授	
副会長		森本 章倫	早稲田大学 創造理工学部社会環境工学科教授	
委員	行政機関	東京都	都市整備局 都市づくり政策部	土地利用計画課 まちづくり専門課長
			都市整備局 都市基盤部	交通企画課 都市基盤事業調整専門課長
				街路計画課長
		警視庁	交通部交通規制課	都市交通管理室長
			戸塚警察署	交通課長
		新宿区	みどり土木部	土木管理課長
				道路課長
			都市計画部	都市計画課長
				防災都市づくり課長
	鉄道事業者等	東日本旅客鉄道株式会社	グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 大規模プロジェクト推進ユニット	マネージャー
			首都圏本部企画総務部 経営戦略ユニット	チーフマネージャー
		東京地下鉄株式会社	鉄道本部 鉄道統括部	開発連携・工事調整担当課長
			まちづくり連携プロジェクトチーム	まちづくり連携プロジェクトチーム担当課長
		西武鉄道株式会社	鉄道本部 計画管理部	駅まち創造課長
		株式会社西武リアルティソリューションズ	都市開発事業部	課長
顧問	—	元国土交通省大臣官房技術審議官		
オブザーバー	行政機関等	国土交通省	都市局 街路交通施設課	街路事業調整官
			都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室	課長補佐
		東京都	都市整備局市街地整備部	企画課長
		新宿区	副区長	
			都市計画部	都市計画部長
		独立行政法人都市再生機構	東日本都市再生本部 事業企画部	担当部長
事務局	新宿区		都市計画部	景観・まちづくり課
	独立行政法人都市再生機構		東日本都市再生本部 事業企画部	事業企画第２課